



第1章 戦略の基本的事項

第1節 戦略の位置づけ

●目的

本市では、市民・事業者・市が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進するため、2013（平成25）年3月に「生物多様性はままつ戦略」、2018（平成30）年3月に「生物多様性はままつ戦略2018」を策定しました。

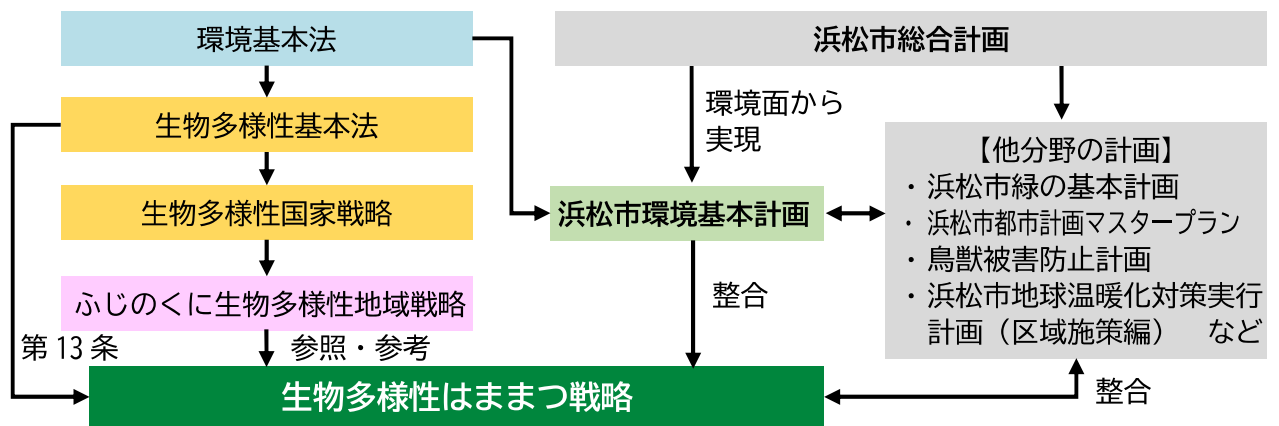
その後、人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化の進行、大規模災害の発生、市民のニーズの多様化など社会情勢が変化するとともに、生物多様性の損失が止まっておらず、「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」や「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえた戦略とする必要があることから、「ネイチャーポジティブ（自然再興）*」や「30by30 目標*」など新しい考え方を取り入れた「生物多様性はままつ戦略2024」を策定することとしました。

●位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置づけます。

本戦略は、「生物多様性国家戦略2023-2030」、「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」のほか、「第2次浜松市環境基本計画」などと整合を図ります。

さらに、本戦略は、「浜松市総合計画」で明示した都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現にも貢献するものです。また、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では2050年のカーボンニュートラル*・脱炭素社会の実現を掲げており、生物多様性の側面からも貢献していきます。



●期間・対象区域

本戦略の計画期間は2024（令和6）年度から2033（令和15）年度の10年間とし、5年後の2028（令和10）年度に中間見直しを行います。

対象区域は、浜松市全域とします。



コラム

生物多様性に関する国内外の動向

野生生物の生息・生育環境が失われ、絶滅が深刻なものになってきたことから、1992（平成 4）年 5 月にブラジルで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物多様性条約」が採択されました。同条約の締約国会議では、2010（平成 22）年に「愛知目標」、2022（令和 4）年 12 月に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

国内では、「生物多様性基本法」が 2008（平成 20）年 6 月に施行されるとともに、2012（平成 24）年 9 月には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」、2023（令和 5）年 3 月には「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に向けた「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

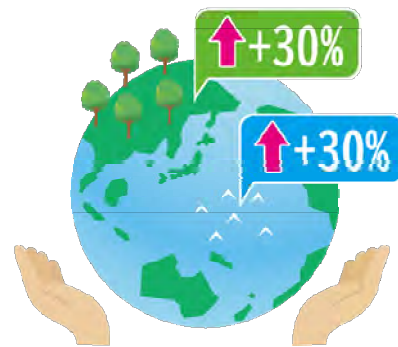


コラム

生物多様性に関する新しい考え方

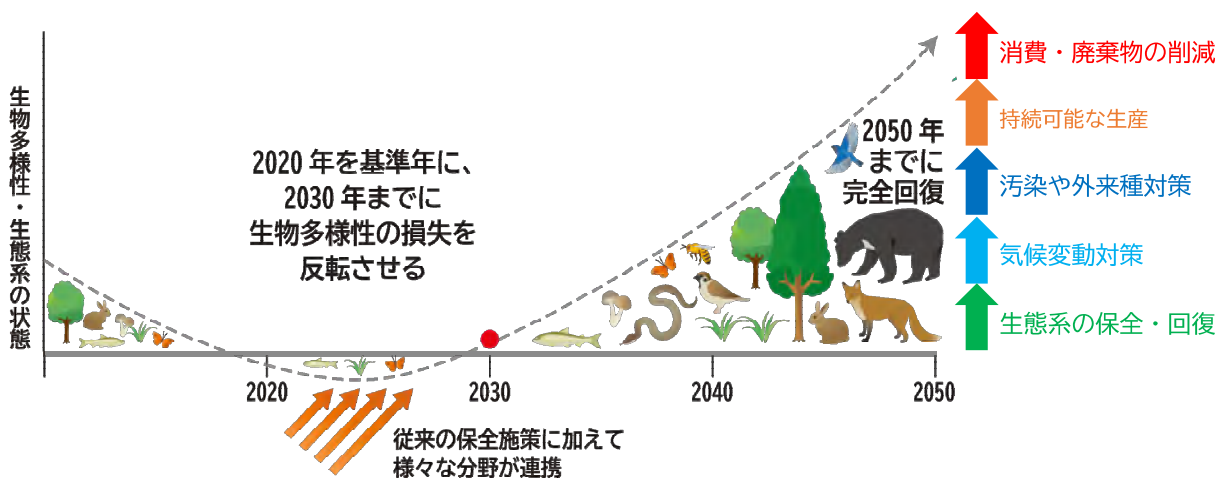
「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、目指すべき 2050 年ビジョンとして愛知目標で掲げた「自然と共生する世界（社会）」を引き続き掲げるとともに、2030 年ミッションとして、「2030 年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を掲げています。また、2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が掲げられました。

30by30 とは、2030 年までに地球の陸・海それぞれの 30%の面積を保全するという目標のこと



30by30 目標とは

ネイチャーポジティブの実現のためには、「生態系の保全・回復」「化学物質等による汚染対策・外来種対策」など生物多様性に関する取り組みだけではなく、「サーキュラーエコノミー*」、「カーボンニュートラル」などを積み重ねていくことが必要です。



2030 年までのネイチャーポジティブに向けたイメージ

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）を参考に作成】



第2章 戦略の目標

第1節 浜松市の生物多様性の課題

●課題1 生きもののすみかを守り回復させる必要がある

前戦略（生物多様性はままつ戦略 2018）の推進を図っているものの、これまで失われてきた生物多様性が十分に回復しているとはいえません。そのため、引き続き貴重種の保護・保全、外来種への対策、野生鳥獣の適正管理などを行い、種や遺伝子の多様性を確保する必要があります。また、森林、農地、河川・湖沼・海岸、市街地の自然などの生態系の多様性を確保するための保全・再生を行うとともに、緑地や水辺のネットワーク*を回復していく必要があります。

■絶滅が危惧される貴重種の保全

絶滅が危惧される動植物を含む貴重種が確認されており、保護・保全が必要です。

■外来生物の拡大

アライグマ、クリハラリス、ヌートリアなどの特定外来生物*の生息分布が拡大し、農作物への被害や在来種の生息環境を奪ってしまうなどの影響が心配されます。

■野生鳥獣による被害発生

イノシシやニホンジカの適正管理、農作物等への被害防止等が必要です。

■森林・谷部斜面に残る緑地の保全

広大な森林の適正管理を継続していくことが必要です。
台地の谷部斜面に残る緑地については、山地と市街地を結ぶ緑地として保全が必要です。

■農地の減少・荒廃

耕作放棄や農地転用などで減少している農地の保全や環境に配慮した農業の推進が必要です。

■水産資源の漁獲量の減少

浜名湖のアサリやシラスウナギなどの漁獲量が減少しており、資源の回復が必要です。

■海洋プラスチックごみ*の漂着

海岸に海洋プラスチックごみが漂着し、生物への影響が懸念されるため、対策が必要です。

■松くい虫・ナラ枯れ*の被害発生

松くい虫やナラ枯れの被害が生じている森林への対策が必要です。

■市街地の自然の保全・再生

都市公園、生産緑地、市民農園、市民の森など市街地の自然を保全するとともに、緑化などにより自然を再生する必要があります。

■保護地域等の拡大

「30by30 目標」の実現に貢献するため、保護地域や OECM*（保護地域以外の生物多様性に資する地域）などの拡大が必要です。

●課題2 地域の生物多様性を守るためのしくみが必要である

生物多様性を保全するためには、市だけでなく、市民や事業者、市民活動団体、専門家などの多様な主体の連携が不可欠です。また、施策を効果的に推進していくためには、市域の自然環境の動向や動植物の状況を継続的に把握していくことが必要です。前戦略で取り組んできた生物多様性を守るためのしくみづくりをさらに発展させていく必要があります。

■環境保全活動の拡大

市民・事業者・市民活動団体・市などによる環境保全活動を拡大していく必要があります。

市民・事業者に対しては、生物多様性に貢献できる具体的な行動を示す必要があります。

環境保全団体に対しては、メンバーやパートナーシップ、活動資金を得やすくするしくみが必要です。

■生物多様性に関する情報提供

市内の動植物の生息状況などの生物多様性に関する情報をさらに充実させ、活用していく必要があります。

●課題3 豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やす必要がある

生物多様性に関する市民の認知度は未だに低い状況にあります。生物多様性の重要性を社会に浸透させ、将来に引き継いでいくためには、市民一人ひとりの生物多様性保全への理解と行動が望まれます。そのため、生物多様性に関する教育の推進や環境学習指導者の育成、市民・事業者・市民活動団体への啓発や活動支援などにより、豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やす必要があります。

■生物多様性に関する教育の推進

生物多様性についての教育を推進するとともに、環境学習指導者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手を増やす必要があります。

■生物多様性の恵みの理解や認知度の向上

生物多様性の保全に対する行動変容を促すため、生物多様性の恵みについての理解を深める取り組みが必要です。



コラム

「生物多様性国家戦略 2023-2030」の課題

①生態系の健全性の回復

- ・生物多様性の損失速度は緩和されてきたが、回復軌道には乗っておらず、今後は気候変動による影響の増大も懸念される
- ・生態系の健全性を回復させることが必要

②自然を活用した社会課題の解決

- ・自然環境を社会・経済の基盤として再認識し、自然の恵みを維持・回復させることが必要
- ・自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要

③ネイチャーポジティブ経済の実現

- ・ビジネスにおける生物多様性の保全を、リスクでなく機会と捉えるとともに、生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要

④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

- ・自然は社会経済の基盤であるという価値観を広く浸透させ、一人ひとりの具体的行動につなげていくことが必要

⑤生物多様性に係る取り組みを支える基盤整備

- ・生物多様性保全は、多様な主体による取り組みに支えられており、それらの取り組みや連携の推進が必要

第2節 目指す将来像

【目指す将来像】

海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市

～はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ～



本市は、遠州灘海岸から、天竜川、三方原台地、南アルプス南端部の亜高山帯までを含み、全国で10番目の広さをもつ浜名湖など、多様な自然環境※が存在しています。このような豊かな自然環境の中で多様な生物が育まれ、みかんやお茶などの農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘や浜名湖での漁業、そして繊維や楽器、輸送用機器などの産業が発展してきました。一部の自然環境は、人の営みによって失われたり、劣化したりしてしまいましたが、現在でも豊かな自然環境が残っています。

そこで、国が目指す2050年ビジョンや2030年ミッションを踏まえつつ、本市の目指す将来像として「海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市」を掲げます。この将来像は、「生物多様性はままつ戦略」（2013（平成25）年3月）から継続して目指しているものですが、本戦略では生物多様性の損失を止め、さらに回復軌道に乗せることを新たな目標とし、「はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ」をサブタイトルに掲げます。

※「自然環境」という言葉の捉え方は、人それぞれで異なりますが、本戦略では「生物の生息・生育している環境のこと」を「自然環境」と呼んでいます。



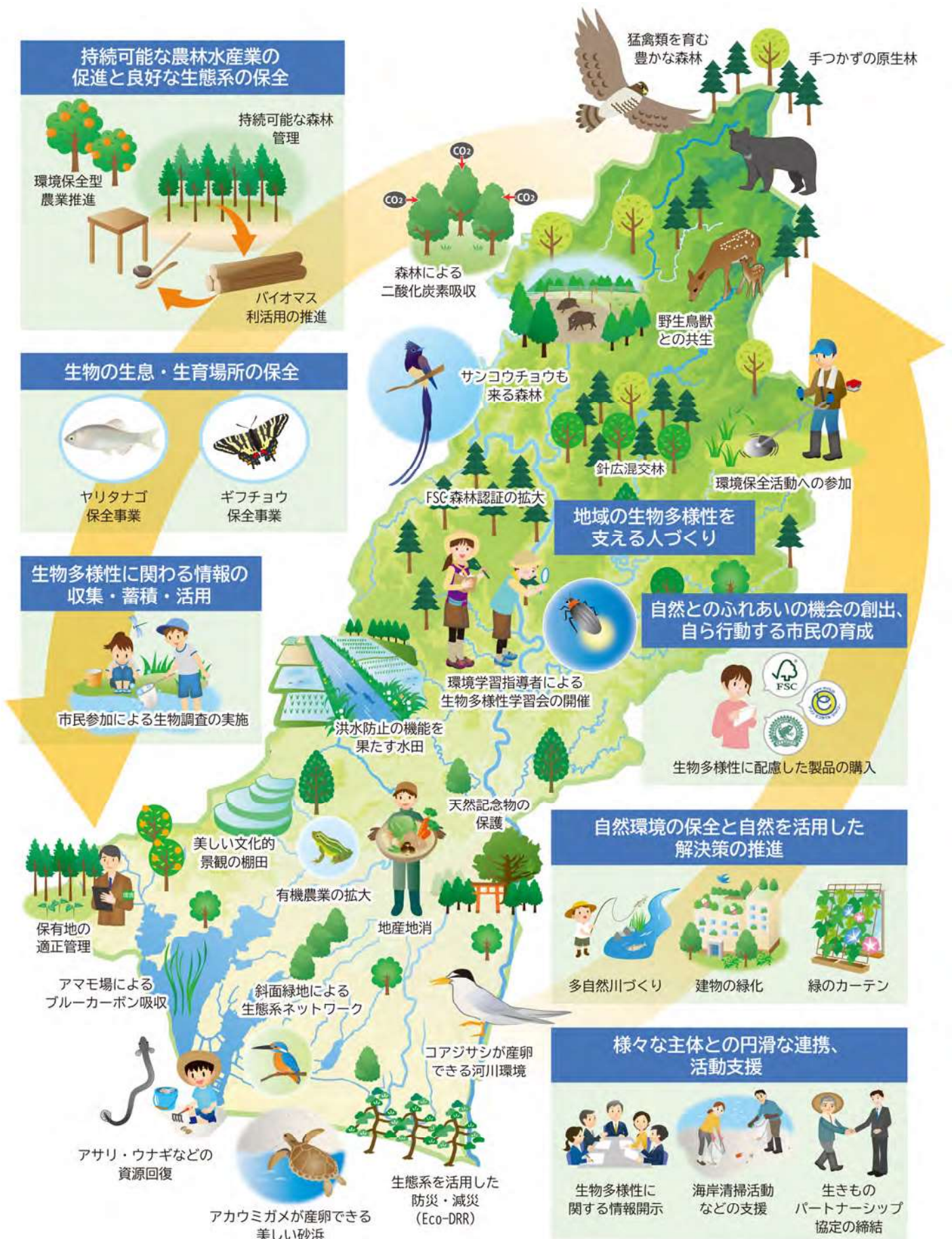
亜高山帯

里地

都市の緑地

清流

目指す将来像へのイメージ



第3節 基本方針

本戦略の目指す将来像を実現するため、以下の3つの基本方針を掲げ、それぞれに位置づける施策・事業を実施していきます。

1 多様な生物のすみかの保全と回復

貴重種の保護・保全、外来種への対策、野生鳥獣の適正管理などを行い、種や遺伝子の多様性を確保します。また、森林、農地、河川・湖沼・海岸、市街地の緑地などの保全・再生を行うことで生態系の多様性を確保するとともに、緑地や水辺のネットワークを再生・創出し、生きものの生息・生育場所をつなげます。



コアジサシ

2 生物多様性を守るしくみづくり

生物多様性を保全するため、市民・事業者・市民活動団体・専門家などの多様な主体の連携を図ります。また、施策を効果的に推進していくため、市域の自然環境の動向や動植物の状況を継続的に把握していきます。保護地域や自然共生サイト*のさらなる拡大や質の向上を図るなど、生物多様性を守るためのしくみづくりを行います。



浜松市生きもの
パートナーシップ協定*締結式

3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり

生物多様性に関する教育の推進や環境学習指導者の育成、市民が自然とふれあう機会をつくることなどにより、豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やします。



環境学習会



コラム

自然の恵みを活用した社会課題の解決策 (NbS*:Nature-based solutions)

森林による二酸化炭素の吸収や水源涵養、森林レクリエーションによるストレス解消や健康増進、防風・防潮、水田による洪水防止、生態系ネットワークによる生物の気候変動への適応促進、緑化によるヒートアイランド対策など、自然には現在社会が抱えている課題を解決する力があります。このことを意識し、NbS（自然の恵みを活用した社会課題の解決策）の視点を取り入れて今後の事業に取り組みます。



防風林



森林による
二酸化炭素吸収



水田による洪水防止

NbS



森林レクリエーション



緑化によるヒート
アイランド対策



生態系ネットワーク
による生物の気候
変動への適応促進



コラム

森林と地球温暖化と生物多様性

地球温暖化と生物多様性には強い関係性があり、地球温暖化の影響により種の絶滅リスクが高まると予想される一方で、森林の減少に伴う生物多様性の損失が地球温暖化を加速させると考えられています。

本市は、市域の66%を占める広大な森林を有しています。この森林を適切に整備・管理し、市内で生産される木材を積極的に利用することで、二酸化炭素の吸収と固定を促し、地球温暖化の防止に貢献すると同時に、野生生物の生息地である森林を守り、生物多様性を保全していきます。



コラム

30by30（サーティ・バイ・サーティ）

「30by30 目標」は、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標です。環境省は「30by30 目標」の達成を目指すため、国立公園などの保護地域の拡充だけでなく、その他の生物多様性の保全が図られている土地をOECMとして国際データベースに登録し、その保全を促進するため、「自然共生サイト」の認定を開始しました。